

令和4年(2022年)3月25日  
長野県健康福祉部食品・生活衛生課 乳肉・動物衛生係  
(課長)吉田 徹也 (担当)高井 剛介 金子 奈佑香  
TEL: 026 - 235 - 7154 (直通) 内線 2655  
FAX: 026 - 232 - 7288  
E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp

## 「長野県動物愛護管理推進計画改定案」に対する 県民の皆様からのご意見募集結果について(案)

「長野県動物愛護管理推進計画改定案」の策定にあたりましては、県民の皆様からご意見を募集したところ、54名(団体を含む。)の皆様から、57件の貴重なご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とこれらに対する長野県の考え方につきましては、項目ごとに検討し、まとめ、推進計画改定案に反映させていただきました。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。

### ご意見募集の概要

- 1 募集期間 令和3年12月24日(金)から令和4年1月24日(月)まで
- 2 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール
- 3 受付数

意見者数	件数				(参考) 延べ意見数
	郵送	ファクシミリ	電子メール	合計	
個人 47名 団体 7名	2	18	37	57	418

- 4 ご意見の内容と県の考え方は別紙「長野県動物愛護管理推進計画改定案へのご意見と県の考え方」のとおり

(ご意見の内容が重複したものについては、まとめて回答させていただきました。)

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
1	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(1)ア 動物取扱業の監視指導は抜き打ちで調査し、一部だけではなく全て見ていただきたいです。	毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいります。
2	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(1)アに以下を追記 「～動物取扱業・特定動物等の登録・許可・監視指導、～」の後に「動物取扱業においては業務全部停止・業務一部停止・登録の取り消し・罰則の適用・刑事告発」を追記 今回の動物愛護法数値規制において罰則が強化され、その権限は自治体に付与されており、保健所の役割として明確に記載する。 (1/24 環境省動物愛護管理室問い合わせセンターに罰則適用権限は保健所にある事を確認)	P29(2)イ(イ)に「必要に応じて勧告、命令、登録の取消しや、警察等と連携して告発を含めた対応を行います。」と記載しています。 また、対応の手順等については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」に基づいて運用してまいります。
3	11	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(1)イ 愛護センターの役割として、第一種動物取扱業と連携、協力して繁殖引退犬猫など繁殖に供しなくなった犬猫を一般家庭へ譲渡する取り組み（譲渡可能の犬猫をサイトによる周知など）を付加するよう意見します。	一義的には動物取扱業者が終生飼養や新たな飼い主を探す取り組みを行うべきと考えます。 一方で、動物愛護管理法第35条第1項で規定されているように、「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合には、その引取りを拒否することができる。」ことから、安易な所有権放棄に繋がらないようにしなければならぬと考えます。 飼い主の事情により飼育することが難しい犬猫については、動物取扱業者も含めて飼い主からの求めに応じて犬猫の引き取りを保健所が行います。 そのうち、譲渡に適した犬猫については保健所において譲渡するだけでなく、その一部については、動物愛護センターにおいても不妊去勢手術を行った上で、希望する方へ譲渡しております。 犬猫の飼い主による終生飼養の原則を周知するとともに、保健所が引き取った犬猫については、法の趣旨に従いできるかぎり生存の機会を与えるため、譲渡に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。
4	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(2) 市に相談を寄せられる方の中には、「猫の苦情について保健所に相談したら市に相談するよう言われた」という事例もあります。様々な問題に対して関係団体等が密接に連携・協働することは重要であり異論はありませんが、多くの市町村では担当者が動物関係業務だけでなく、環境業務等、多岐にわたる業務を行っており、市町村の規模が小さくなるほど1人の担当者が行う業務の範囲が広がります。現状、多くの市町村では動物愛護管理担当職員の配置は困難であり、努力義務であることを理由に市町村に苦情対応などの業務を押し付けることのないよう、各市町村の状況に見合った連携・協働体制について考慮いただくようお願いいたします。	御意見のとおり、それぞれの市町村の実情に合わせて連携・協力をしてまいります。
5	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(2) 動物愛護管理推進職員は努力義務となっています。推進職員がいない市町村は、動物問題の相談を受けた際に、一般職員が対応するのか？どの市町村の推進職員に回すのか？苦情や相談の窓口、担当者を事前に決めておき、速やかな解決に導くことを要望します。	動物愛護管理に係る苦情等については、一義的には保健所で対応することになりますが、根本的な解決のためには、苦情の原因となっている背景等への対応も求められます。様々な背景等の解決のためには、市町村を含めた多機関（多職種）の連携が必要になると考えています。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
6	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(2) 動物虐待は犯罪であり、警察が対応するものではありませんが、近所付き合いがあり、警察への通報をためらう事態も想定されます。住民と一緒に、解決へと導いていただくことを要望します。	地域の実情に合わせて対応する必要があると考えられます。その際には、住民にとって最も身近な相談窓口である市町村や地域住民とも連携して対応する必要があるものと考えています。
7	5	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(2)等災害に関する部分すべて 災害の備え、同行避難の推進、救護ガイドラインの作成、市町村の連携等に加えて「どうぶつ同伴避難所」の開設を早期に検討し、予算をかけていただきたい	P27【重点施策3】災害対策(2)に記載のとおり取り組み、新たに設定した目標（市町村が行う防災訓練における動物と飼い主の同行避難の訓練の実施）が達成できるよう取り組んでまいります。 また、実際に広域的な災害が発生した場合には、（一社）長野県獣医師会、長野県動物愛護会及び県で締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づいて「長野県災害時被災ペット相談支援センター」を立上げ、被災者のニーズに応じた対応を行ってまいります。 過去の災害時にも飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られたことから、環境省では、自治体の動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に策定しております。 災害時に行うペットへの対策とは、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることであり、自治体が行う対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援すると同時に、災害という非常時であっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるように支援してまいります。
8	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(3)学校等教育機関の役割 情操教育の一環として学校で動物の適正な飼養等を行う場合は、その指導者の養成が必要、また動物を飼育・飼養する管理舎や餌代、動物の医療費等の経費を計上する。	P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イに記載のとおり、教育委員会や（一社）長野県獣医師会と連携・協力して学校飼育動物担当職員研修会を行っております。 また、（一社）長野県獣医師会で行っている学校からの求めに応じて学校で飼養する動物診療を支援する事業がありますので、こうした事業の紹介を学校飼育動物担当職員研修会で引き続き行ってまいります。
9	12	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(7) 記載されている（犬猫等の譲渡のあっせん）に繁殖引退犬猫も対象に加えてください。 事業者から里親希望への橋渡しとして個体の情報を確認したり、ホームページ等から周知をしていただきたいです。 ボランティアの方などが、instagramやtwitter等のSNSを通して、殺処分の期限が近い動物たちの情報を拡散して、里親につなげる取り組みをされているのをよく目にします。拡散力のあるSNSの利用も検討いただけないでしょうか。	動物の飼い主に事情があり飼えなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報を掲載する保健所のホームページには、繁殖引退犬についても、飼い主からの要望により保健所のホームページに一般の飼い主と区別することなく譲渡を希望する動物の情報を掲載しております。 SNSの運用については、手軽さなどのメリットはあるものの、その運用についてはデメリットなども研究した上で、利用を進めるかについて検討してまいります。
10	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(7) 保健所と連動して動物愛護推進員も繁殖業者の視察や調査を行うべきだと思います。悪質業者には、早く対応できれば救われる命があるため、今後は保健所と愛護推進員が協力して救い出してほしいです。	立入検査の動物愛護推進員の同伴については、法第24条第1項（法第24条の4第1項で準用する場合を含む。）、法第25条第5項、法第33条第1項により都道府県等の職員が行うことと規定されておりますので、御理解願います。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
11	11	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		(8) 獣医師会と県はより強い連携が必要だと思えます。法改正により、繁殖犬猫は検診やマイクロチップの装着が義務付けられました。児童虐待のように、犬猫も飼養環境に懸念が生じた際は獣医師が自治体に連絡することを徹底させて下さい。長野県の第一種動物取扱業の犬猫たちは、自治体の検査に加え、事業者を担当する獣医師からもチェックする体制を築いて下さい。	令和2年6月以降、動物愛護管理法第41条の2において「獣医師は、・・・虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。」と規定されました。 県としても、マイクロチップ装着、動物取扱業で飼養されている動物の健康診断、動物虐待の通報等、(一社)長野県獣医師会と密接に連携・協力していかなければならないと考えています。 今後も引き続き、(一社)長野県獣医師会と情報共有等連携強化に努めてまいります。
12	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		P5(3) 学校で動物を子どもたちの教育のために飼養することが問題となってきています。暑さに弱いうさぎの屋外飼養、長期やすみの餌やり、緊急時の対応等で不適正な飼養により、死なせたりしています。学校で動物を使用する必要性に疑問を感じています。学校で飼養するのではなく「命の授業」などで殺処分や、ペットショップまでの動物の流通過程等を学年に応じて、考える授業をお願いします。	学校飼育動物については、適切に行われれば動物愛護管理法の目的の一つである情操の涵養等の効果が期待されるところです。 一方、御意見のように不適切な飼養管理がされてはならないことから、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(イ)に記載のとおり、教育委員会や(一社)長野県獣医師会と連携・協力し学校飼育動物担当職員研修を行うなど、取り組んでまいります。 また、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(ア)に記載のとおり、児童・生徒を対象とした「いのちの授業」なども引き続き実施してまいります。
13	1	第1章動物愛護管理推進計画の基本的考え方	5 連携・協働による推進計画の取組		学校教育機関の役割において…さらに動物愛護教育を推進していきます。とありますが、その教育の中に動物の学校飼育が含まれているのであれば、学校での動物飼育を止めて下さい。現在、飼育している学校でも止める方向で進めて頂きたい。 十数年前より、飼育環境の悪さ、学校が休みの期間の世話、動物が病気になった際でも病院に連れて行かない(治療費問題も、管理責任者がはっきりしない、飼育動物について知識のない子供達が世話をしているほか、学校飼育で多いウサギは本来、繊細でストレスに弱く死に至る場合もあり、学校飼育や触れ合いには不向きである。雄は縄張り意識が強いのに狭いスペースで多頭飼育されていたり、避妊去勢をしない為、頭数が増え過ぎるなど学校で物飼育については問題視されていました。子供達へ生命尊重、友愛、動物の生態を教える、終生飼育等を教えるのであれば、学校飼育ではなく保健所へ行き収容された動物達の存在を知ることや、保護団体の方や獣医師に学校に来て頂きお話しして頂くなど方法は他に色々あります。 子供の情操教育の為、安易に学校で動物を飼育させるというのは無責任な動物の飼育にあたり子供に間違った認識を与えます。	学校飼育動物については、適切に行われれば動物愛護管理法の目的の一つである情操の涵養等の効果が期待されるところです。 一方、御意見のように不適切な飼養管理がされてはならないことから、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(イ)に記載のとおり、教育委員会や(一社)長野県獣医師会と連携・協力し学校飼育動物担当職員研修を行うなど、取り組んでまいります。 また、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(ア)に記載のとおり、児童・生徒を対象とした「いのちの授業」なども引き続き実施してまいります。
14	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	11 ボランティアの活動		P21の3行目の文章、「多くの会員がボランティアとして保健所と連携・協力しています。」を「また、任意団体や個人など含む多様なボランティアは、犬猫の譲渡や適正飼養の普及啓発等について、保健所と連携・協力しています。」に加筆修正してください。 愛護会に属するボランティアばかりでなく多様なボランティア団体が協働していることを正しく記載すべきと思えます。	多くの動物愛護団体やボランティアには、多大な御理解と御協力をいただき感謝しているところです。 ご指摘のあった記載については、「希望者及び「保健所における犬及び猫の譲渡要領」に基づいて登録された個人又は団体がボランティアとして保健所と連携・協力しています。」に修正し、御意見を反映しました。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
15	12	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	1 犬の登録頭数、狂犬病予防注射実施状況及び咬傷事故の発生状況		統計データに、繁殖引退犬猫など事業者内の繁殖に供しなくなった犬猫の統計も加えてください。 県内に繁殖引退犬猫の頭数、譲渡数、施設内で継続飼養頭数、施設内での死亡頭数を数値化してください。	動物取扱業者が法に基づき保健所へ報告する必要がある項目に繁殖引退犬猫の数はなく、法に基づかない事項について報告を求めることは難しいことを御理解ください。 なお、繁殖引退犬猫であっても、その飼い主は適正飼養管理を行う必要がありますので、動物の適正飼養管理に係る周知啓発は引き続き行ってまいります。 動物愛護管理法第21条の5第2項の規定により、動物販売業者等は、翌年度の5月末日までに前年度に取り扱った動物の種類や数の報告を保健所にしなければならないことになっており、報告に漏れのないように指導してまいります。
16	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	1 犬の登録頭数、狂犬病予防注射実施状況及び咬傷事故の発生状況		統計に令和4年度から、繁殖引退犬猫など事業者内の繁殖に供しなくなった犬猫の統計も加えてください。 県内に繁殖引退犬猫の頭数、譲渡数、施設内で継続飼養頭数、施設内での死亡頭数を数値化してください。 また、業者の飼養を取り締まるためにも明確に業者の抱える個体を数値化してください。	動物取扱業者が法に基づき保健所へ報告する必要がある項目に繁殖引退犬の数はなく、法に基づかない事項について報告を求めることは難しいことを御理解ください。 なお、繁殖引退犬であっても、その飼い主は適正飼養管理を行う必要がありますので、動物の適正飼養管理に係る周知啓発を引き続き行ってまいります。 動物愛護管理法第21条の5第2項の規定により、動物販売業者等は、翌年度の5月末日までに前年度に取り扱った動物の種類や数の報告を保健所にしなければならないことになっており、報告に漏れのないように指導してまいります。
17	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	4 動物の返還・譲渡		「希望者への譲渡を行っています。」を「希望者（動物愛護団体、ボランティアを含む）への譲渡を行っています。」に変更し、P.32での記述と整合させます。 引き取り、殺処分減少に果たしてきた動物愛護団体、ボランティアの貢献は決して小さくないと思いますが、反面、再譲渡の労力やコストを肩代わりしてどこでも苦勞されています。貢献の評価や課題を言及しなければ、あたかも保健所から希望者に譲渡されて楽に目標が達成されているかのような現状認識を県民や県議会に与え、官民の協働活動が軽視される心配があります。	多くの動物愛護団体やボランティアには、多大な御理解と御協力をいただき感謝しているところです。 ご指摘のあった記載については、「希望者及び「保健所における犬及び猫の譲渡要領」に基づいて登録された個人又は団体に対し譲渡を行っています。」に修正し、御意見を反映しました。
18	8	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	5 動物の殺処分		P15『繁殖引退犬猫等事業者内の繁殖に供さなくなった動物の飼主探し インフォメーション事業』を加えて下さい。個体の情報内容が特殊なため、『県・保健所ホームページ』を事業者所有動物用に別に作る必要もあるかと思えます。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
19	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	5 動物の殺処分		厳しい環境下で生きぬいてきた犬ほど自分の身を守ろうと攻撃的な行動を取るのではないのでしょうか。トレーナーの訓練を何年かかえて家庭犬となることもあります。「譲渡に適さない個体」の判断は、トレーナー、専門家、職員などの判断のみではなく、時間をかけて慎重におこなうことを要望します。	御意見として今後の参考とさせていただきます。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
20	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	5 動物の殺処分		保健所に収容された経緯は個体により様々だと思います。長野県動物愛護会などの関係団体あるいはボランティアにより、攻撃的な性格を治す訓練を受けさせ、それでも治らない場合は長野県動物愛護会やボランティアへ譲渡、哺乳の執拗な幼齢で衰弱や感染症によって飼育管理が困難な猫についても長野県動物愛護会などの関係団体やボランティアに譲渡し生育が望めなくともできる限りのことをする、に変更すべき。 一般の愛護団体でも攻撃的な性格の個体に対しては譲渡に適すよう訓練を行い譲渡可能になっています。また、殺処分を実行する保健所職員のメンタル面からどんな理由であっても殺処分は避けるべきです。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
21	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	7 動物取扱業		第一種動物取扱業者が繁殖目的で飼養した動物がその役目を終えた以降、その動物が本来の命を健やかに保てる受け皿を用意すべきである。その責務は全面的に業者が負うべきであることは明白だが、これにも行政の管理体制が必要である。	一義的には動物取扱業者が終生飼養や新たな飼い主を探す取り組みを行うべきと考えます。 一方で、動物愛護管理法第35条第1項で規定されているように、「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合には、その引取りを拒否することができる。」ことから、安易な所有権放棄に繋がらないようにしなければならないと考えます。 飼い主の事情により飼育することが難しい犬猫については、動物取扱業者も含めて飼い主からの求めに応じて犬猫の引き取りを保健所が行います。 そのうち、譲渡に適した犬猫については保健所において譲渡するだけでなく、その一部については、動物愛護センターにおいても不妊去勢手術を行った上で、希望する方へ譲渡しております。 犬猫の飼い主による終生飼養の原則を周知するとともに、保健所が引き取った犬猫については、法の趣旨に従いできるかぎり生存の機会を与えるため、譲渡に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。
22	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	7 動物取扱業		第一種動物取扱業者の登録件数が増えているということは保健所では視察どころか把握するのも大変だと思います。だからといって安易な劣悪な環境でも指導もそこそこでは不幸な子達が増えるだけだと思います。動物愛護推進員の人数を増やし適切な指導を行えるようにしていただき、保健所の方々の負担を少しでも減らして適正な第一種動物取扱業者の指導をしていただきたいと思います。要望致します。	P29【重点施策4】(2)に記載のとおり、「動物愛護管理関係監視指導の基本方針」に基づいて監視指導計画を立て、効率的かつ効果的な立入検査を行って行きます。 なお、立入検査の動物愛護推進員の同伴については、法第24条第1項（法第24条の4第1項で準用する場合を含む。）、法第25条第5項、法第33条第1項により都道府県等の職員が行うことと規定されておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。
23	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	8 動物愛護啓発事業		(1) 犬も、猫と同じように、屋内飼養を推奨することを明記したうえで、普及啓発を進めることを要望します。時代は変化し、犬は家族であり、番犬ではありません。気候も昔とは変化し、警報レベルの悪天候、猛暑日、極寒日など、屋内飼養は必須です。	動物愛護管理法第7条に基づき定められている「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、家庭などにおいて動物の飼い主が努めるべき動物の飼養及び保管に関する責務が規定され、普及啓発・周知等の対応を図っているところです。御指摘の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。
24	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	8 動物愛護啓発事業		(1) 県、市町村は、屋外飼養のご家庭を把握し、屋内飼養や犬の飼い方、しつけ方を、ご理解いただくことを、諦めず、地道に続けていくこと、そして、犬は家族であることを根付かせていくことで、飼育放棄への対策にも繋げることができると考えます。国では、犬の屋内飼養の推奨を明記していないために、県で推奨できないのであれば、長野県から国への要望を求めます。	動物愛護管理法第7条に基づき定められている「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、家庭などにおいて動物の飼い主が努めるべき動物の飼養及び保管に関する責務が規定され、普及啓発・周知等の対応を図っているところです。御指摘の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
25	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	9 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）の取組み		P19【動物愛護・適正飼養の普及啓発】の学校飼養動物支援 学校で動物を子どもたちの教育のために飼養することが問題と なっています。暑さに弱いさぎの屋外飼養、長期やすみの 餌やり、緊急時の対応等で不適正な飼養により、死なせたりして います。学校で動物を使用する必要性に疑問を感じています。学 校で飼養するのではなく「命の授業」などで殺処分や、ペット ショップまでの動物の流過程等を学年に応じて、考える授業を お願いします。	学校飼育動物については、適切に行われれば動物愛護管理法の目的の一 つである情操の涵養等の効果が期待されるところです。 一方、御意見のように不適切な飼養管理がされてはならないことから、 P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(4)に記載のとおり、教育委員会や (一社)長野県獣医師会と連携・協力し学校飼育動物担当職員研修を行う など、取り組んでまいります。 また、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(7)に記載のとおり、児 童・生徒を対象とした「いのちの授業」なども引き続き実施してまいりま す。
26	4	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	9 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）の取組み		情報提供 動物相談窓口は、匿名も可とし、通報者を守る環境を整え、公正 で健全な運営が確保されることを要望します。 また、その対応等についてを記録した書類を残しておくよう規定 し、それらについて個人情報等を伏せた上で、年度ごとに公表す ることを求めます。	現在でも、匿名の相談も受け付けており、当然通報者に不利益が生じな いような配慮をしております。 また、その対応につきましては、文書規定等に基づいて保存期間中にお いて公文書として保存しております。 なお、苦情や相談等の大まかな内容や件数については、年度ごとに集計 し公表しております。
27	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	9 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）の取組み		ハローアニマルの事業概要 「動物福祉の向上」に地域猫活動支援、とありますが、環境省の パンフレットを置いておく、飼い主不明猫への不妊去勢手術を一 定数実施したということでしょうか？次期計画では、センター拠 点を活かし、地域猫活動、多頭飼育問題の全県的な拠点的役割 (掌握、指導、相談、特に研修を!)を要望します。	御意見として今後の参考とさせていただきます。 地域猫活動や多頭飼育問題について、動物愛護センターでは、地域猫活 動の進め方に関する相談や不妊去勢手術などの支援を行っており、今後も 動物愛護センターの果たす役割は重要と考えております。
28	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	9 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）の取組み		ハローアニマルの創設当時は県内保健所の犬猫の保護頭数は膨大 で、殺処分も非常に多く行われていました。 犬：保護 3000 頭 処分 2000頭(2000年度) 猫：保護 5000 頭 処分 5000頭(2002年度) その為に設立当初(2000年)に保護犬猫の收容～飼養管理、 譲渡活動を行うのは、收容数から考えても不可能で、まずは「愛 護意識の啓蒙」からスタートしたことは当然と考えます。しかし ながら動物愛護に関心の高まった現在の状況であれば「県立」の 「アニマルシェルター」として、「保護犬猫の收容～飼養管理、 譲渡活動」の事業をぜひ「ハローアニマル」にお願いしたいと考 えます。 令和2年度の保護頭数 犬：保護 452 頭 処分 5 頭 猫：保護 1000 頭 処分 260頭(うち180頭は收容時死亡、実質処 分80頭弱) また2019年の「改正動物愛護法」の施行に伴い地方自治体に 「動物行政」の相当の負担がかかるかたちとなりました(動物取 扱業者への検査、指導など)。こういった部分でもその業務を県 愛護センターが指導、補完する仕組みづくりをお願いしたいと考 えます。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
29	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	9 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）の取組み		長野県は動物愛護会の活動や動物愛護ボランティア活動が根付い ており、各保健所での「実質的殺処分ゼロ」が実現しつつある、 「動物愛護先進県」と考えます。そういった時代の変化に応じ、 県民の要請を反映するべく「ハローアニマル」というインフラを 活用するためには、事業の見直しを行う時期が来ていると考えま す。具体的にはいわゆる「啓蒙施設」ではなく、実質的な県の動 物愛護行政の実務(保護犬猫の收容、管理)を担う施設として活 用できるよう、事業、人員の見直しを提案します。実際「神奈川 県動物愛護センター」等、近年設立された他県の愛護センターで は保護犬猫の收容～飼養管理、譲渡活動を事業の柱として運営さ れています。	御意見として今後の参考とさせていただきます。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
30	1	第2章長野県動物愛護管理行政の現状について	9 長野県動物愛護センター（ハローアニマル）の取り組み		沢山の活動があるなかで広報啓発、人材育成を動物達の為に強化していただきたく思います。 動物相談窓口も個人宅だけでなく長野県は保管場所も多いことから業者側からの相談窓口も設けて団体とも連携を取っていただけたらと思います。 不幸な子がいなくなるようスムーズに対応できる窓口ができればいいと思います。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
31	1	第3章新たな推進計画における施策等	1 推進計画の基本理念と施策体系		「国へ必要な法改正の要望」の加筆をお願いします。せっかくの立入検査で不適切な飼育が発覚し、状態が悪い犬猫の命、保護ができないのであれば、意味がありません。動物愛護管理法違反者の所有権を行使できないよう法改正の要望を国へお願いします。	動物取扱業者への立入検査などで動物の不適切な飼養管理が行われていた際に、その緊急一時保護や動物の飼い主の所有権の一時停止などを求める多くの声があることは承知しています。 これらの動物を適正に飼養管理していない所有者に対する動物の飼育を一定期間禁止することや動物の保護のための所有権をはく奪することに関する議論については、環境省の中央環境審議会動物愛護部会において、憲法で保障される財産権などの個人の権利を大きく制約するので慎重な検討が求められるとされていますので、今後の動向を注視してまいります。
32	1	第3章新たな推進計画における施策等	1 推進計画の基本理念と施策体系		【多頭飼育への対策】に加筆をお願いします。 ・適正な個体数管理の啓発 ・適正な個体数管理の啓発、把握、指導 県は「多頭飼育届」の周知、また市町村や動物愛護推進員と協力して実態把握を進め、指導（是正措置）まで踏み込んでいただきたいと思っています。	御意見の趣旨については、P26【重点施策2】多頭飼育問題への対策において(2)(3)に盛り込まれております。 飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理部署のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携し対応が必要であり、多機関多職種の連携が図られるよう、平時からの情報・意見交換会の実施などを行ってまいります。 また、従来より市町村などと協力して多頭飼育届の制度の周知に努め、届出後は定期的に立入、助言指導を行っています。
33	1	第3章新たな推進計画における施策等	1 推進計画の基本理念と施策体系		基本理念はとても素晴らしいと思います。 「人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現」動物と共生する。地球は人類だけのものではありません。最近特に思います。人間が自然や動物達の居場所に住まわしてもらっているのだと思います。身勝手な人間が自然を破壊しむやみに動物達を殺してはいけないと思います。人間の為と思うのなら自然も豊にし、動物と共生しなくてはならない。 災害や感染これ以上増えないように重点施策・継続的施策の強化も宜しくお願い致します。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
34	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	(1)の12行目の文章、「動物の適正飼養の観点から課題があります。」を「動物の適正飼養の観点から課題があります。これらの数を一層減らすためには、不妊去勢手術を含む地域猫活動等の蛇口対策を進めて、対象となる個体数を減らしていくことが重要です。」に加筆修正してください。 引取り数、殺処分、路上死（ロードキル）を減らすためには、適正飼養の啓発に加え、不妊去勢手術により個体数を減らすことが不可欠ですので課題として言及がないことが不自然かと思えます。	不妊去勢手術の必要性については、P31【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分の減少の(2)イ(エ)に記載しており、御意見の趣旨は含まれているものと考えます。 犬猫の引取り頭数の減少などのためには、P31(2)イの(ア)から(オ)まで記載していることがすべて必要な施策であると考えています。



No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
35	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	(2) 殺処分の件数は大幅に減少しているが、殺処分ゼロの自治体が増えている中で目標数値が犬猫合計で55匹はかなり多い。一年に5匹以上は殺処分可能となる。現在、国内で問題になっているひとつに、殺処分が行われることがSNSで全国に情報が届き、その都度、保健所、センターの方々のクレーム対応、安否確認業務が増えるという点であり、その負担は相当のものと思われる。自治体の方のためにも殺処分件数をゼロにすることには大きな意味があると思う。	P31【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分の減少の(1)及び(2)に記載している考え方で施策を進め、引き続き不要な殺処分の減少に取り組んでまいります。
36	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	(2) 殺処分の方法が書かれていないが、ガス室を利用しているのであれば、動物愛護法第四十条（動物を殺す場合の方法）「動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。」に則り、ただちに安楽死に移すべき。「苦痛からの解放」を理由に殺処分する場合、矛盾している。しいては、担当者の精神的負担軽減にもつながるものとする。	御意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、現在、長野県では基本的に二酸化炭素による殺処分を行っていないのが現状です。
37	3	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	(2) 避妊去勢手術を受けさせたいのに 金銭面で諦める飼い主が存在し、そこから、望まない、予期せぬ 多頭飼育問題へ発展していくことも考えられます。拾ってきた猫に餌を与えるだけで、飼養知識の無い県民へのサポートは必要で、動物病院や地域からの相談で発覚した場合の協力体制も整えることを要望します。	不妊去勢手術の必要性については、P31【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分の減少の(2)イ(エ)に記載しており、猫問題についてはP24【重点施策1】猫問題への対策、多頭飼育問題については、P26【重点施策2】多頭飼育問題への対策において(2)(3)に記載されており、御意見の趣旨は盛り込まれております。 飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理局のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携し対応が必要であり、多機関多職種の連携が図られるよう、平時からの情報・意見交換会の実施などを行ってまいります。
38	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	(2)イ 飼い主には終生飼養が義務付けられましたが、飼い主の病気、高齢、住宅事情、大の攻撃的性格、計画外の繁殖等の勝手な理由で、譲渡できない動物は殺処分されてしまいます。ペットショップで、お金を出せば購入できる又、ローンでも購入できてしまう、又犬の性格、繁殖しない場合は避妊去勢をして下さい等の説明がない事の問題、又、高齢者が癒し寂しさを求め動物を購入する例もあります。ペットショップで衝動買いできる事が一番の問題であると考えます。ペットショップ、ブリーダーで購入する際に、高齢者であるなら、飼い主が病気や死亡の場合にはその動物を終生飼養できる飼い主がいるかどうかの誓約書や、飼い主には忠実ではあるが、もともと攻撃性のある犬である等の詳しい説明、誓約書が必要であると考えます。 ペットショップやブリーダーで動物を衝動買いできないような措置を条例で、講じるべきだと考えます。 衝動買いをなくさない限り、殺処分を減少する事又はゼロにする事は不可能であると考えます。	御意見として今後の参考とさせていただきます。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
39	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	「10年間の到達目標又は数値目標を設定」とあるが、今の時代に10年スパンの計画は長すぎる。「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」は5年で見直しをするので、最長でも5年間で設定すべき。	動物愛護管理法第6条第1項の規定により環境省で定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）に即して長野県動物愛護管理推進計画を定めています。 国の基本指針は令和3年4月から令和13年3月までの10年間を対象としていますが、状況の変化に対応するため策定後おおむね5年目に当たる令和7年度を目途として見直しが見込まれる予定です。 長野県動物愛護管理推進計画については、令和4年4月から令和13年3月までの計画としますが、国の基本指針が見直しされた場合には、長野県でも計画の見直しを行う予定です。
40	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	TNRに取り組むボランティアの負担は大きくなっています。助成金は、県内でも各地域で片寄りなく、公平に十分に支給されるように、県の助成金制度を充実させ、殺処分を減らすことを要望します。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
41	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	地域猫、さくらねこ（さくら耳）をまだ知らない一般市民は多く、地域猫活動の周知は最重要課題だと考えます。 ポスターや看板を設置の際に「猫に迷惑しています」という看板を設置している地域があり、「迷惑な存在」という印象が悪く、残念です。「地域猫活動、猫に餌をあげたら後片付けを」と表現したり、猫には×バツ印を付けず、餌をあげている人の手に禁止マークを入れたりするなど、地域で前向きに協力し取り組んでいることを、明るく伝えることを要望します。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
42	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数の減少	P32エ(イ)「動物愛護団体等の協力も得ながら譲渡を積極的に推進します。」を「動物愛護団体、ボランティア等の協力も得ながら譲渡を積極的に推進します。」に加筆修正をお願いします。 次期推進計画では、住民やボランティアの自発的な活動や官民の協働が目標達成の原動力になるよう、記載に配慮していただければそれぞれの意識も高揚すると思います。	御意見をを受けて修正しました。
43	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策2】危害・迷惑の防止	P33(2)ア(7) ホームページやポスターで広く啓発するのはもちろんの事、ペットショップや移動販売をしている場所にも掲示していただきたい。併せて各地の公民館等に掲示し、子どもたちの目に触れることも望みます。	今後の参考にさせていただきます。 また、従来より、協力していただけるペットショップや動物病院などで動物の適正飼養に関するポスターの掲示をお願いしており、さらに市町村と協力して必要に応じて掲示や配布するなどの対応をしております。 引き続き周知啓発に努めてまいります。
44	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策2】危害・迷惑の防止	動物の遺棄や虐待を疑う事例に対しては、市町村や警察と連携するとともに、保健所担当職員や動物愛護推進員等の対応技術の向上が必要です。 是非実施してください。	P33【継続的施策2】危害・迷惑の防止(2)ア(イ)のとおり、技術研修会を行い、資質向上に努めてまいります。
45	4	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	(2)イ 学校の動物達が適正な飼養環境に無い場合は、廃止することを積極的に検討してください。学校現場で、動物愛を育むことや飼養の正しい知識の普及を図ること自体に無理があり、見直しが必要であると考えます。学校飼育を今後も続けるのであれば、命に対する深い知識、動物は、痛みも悲しみも感じる事実を教えるべきです。相応の予算をかけることを要望します。	学校飼育動物については、適切に行われれば動物愛護管理法の目的の一つである情操の涵養等の効果が期待されるところです。 一方、御意見のように不適切な飼養管理がされてはならないことから、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(イ)に記載のとおり、教育委員会や（一社）長野県獣医師会と連携・協力し学校飼育動物担当職員研修を行うなど、取り組んでまいります。 また、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(7)に記載のとおり、児童・生徒を対象とした「いのちの授業」なども引き続き実施してまいります。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
46	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	(2)イ(イ) 必要に応じてではなく、定期的な現場確認が必要です。そもそも学校飼育自体を廃止していくべきと考えます。家族でも飼育のプロでもない飼い主の環境で、動物が安全に暮らせるとは考えられず、犠牲を払ってまで行う価値はないです。それよりも、殺処分の現実や動物愛護の授業を行うことを考えてほしいです。	学校飼育動物については、適切に行われれば動物愛護管理法の目的の一つである情操の涵養等の効果が期待されるところです。 一方、御意見のように不適切な飼養管理がされてはならないことから、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(イ)に記載のとおり、教育委員会や(一社)長野県獣医師会と連携・協力し学校飼育動物担当職員研修を行うなど、取り組んでまいります。 また、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(ア)に記載のとおり、児童・生徒を対象とした「いのちの授業」なども引き続き実施してまいります。
47	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	「防災無線、行政の街宣車の活用」の加筆をお願いします。防災無線や街宣車を使用することで多くの人たちに伝え、広めることができるため、継続的な活動及び動物愛護の精神の向上に繋がると考えます。(宣伝内容:犬の登録、狂犬病、フィラリア、屋外飼養の注意点、動物虐待、終生飼養、譲渡会等)	周知啓発の方法は、市町村とも協力して必要な方法を選択して対応してまいります。 御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
48	5	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	「飼育担当教員向け研修会」の参加は必須事項とし、面談を設け、適正のある教員を飼育担当に任命することを要望します。動物の命は短いため、飼育担当教員の知識不足は、速やかに解決すべきですし、そもそも動物に対する興味が希薄であったり、苦悩を感じていたりする教員はいないかどうか等、適正の確認は必要です。	P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イに記載のとおり、教育委員会や(一社)長野県獣医師会と連携・協力して学校飼育動物担当職員研修を行っております。 引き続き当該研修会を開催し、動物の適正飼養管理について周知に努めてまいります。
49	4	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	『学校飼育の廃止』を要望します。 それに伴い『今現在飼育されている動物はできる限り適正飼養に努め、繁殖は絶対にさせずに、可能であれば適切な里親を探し譲渡することも進める』とすることを要望します。 『学校飼育動物の適正飼養について、飼育担当教員向け研修会の開催や、希望する学校に出向いての助言を行っています。』とのことですが、全国的に見て、研修会を行なっても全く適正飼養がなされていない状態との報告を数えきれないほど耳にします。 責任を持った看病や、多忙な教員等による適正な世話ができていないか甚だ疑問です。 法律では学校飼育は義務ではなく、各学校に任されているとのことなので、学校側がどうしても学校飼育を続けたいという希望があるのなら、飼育動物の適正飼養を数値により規制し、定期的に獣医師の立ち入り検査を行ないながら指導しなければならないと思います。 ケージの大きさ、適温、フードや水の量なども獣医師により定期的にアドバイスを受けるべきです。 これは希望する学校だけではなく、学校飼育を続ける学校は義務として立ち入り検査を受けることとする必要があります。	学校飼育動物については、適切に行われれば動物愛護管理法の目的の一つである情操の涵養等の効果が期待されるところです。 一方、御意見のように不適切な飼養管理がされてはならないことから、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(イ)に記載のとおり、教育委員会や(一社)長野県獣医師会と連携・協力し学校飼育動物担当職員研修を行うなど、取り組んでまいります。 また、P34【継続的施策3】普及啓発活動(2)イ(ア)に記載のとおり、児童・生徒を対象とした「いのちの授業」なども引き続き実施してまいります。 また、(一社)長野県獣医師会で行っている学校からの求めに応じて学校で飼養する動物診療を支援する事業がありますので、こうした事業の紹介を学校飼育動物担当職員研修会で引き続き行ってまいります。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
50	6	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	<p>P35(1) 『産業動物においては、適正な飼養管理の中で動物福祉（アニマルウェルフェア）に配慮することが求められており、～畜産業者における適正飼養の啓発・指導については、農政部局と連携して取り組むことが必要です。』とありますが、具体的な内容には全く触れていません。日本の90%以上が行なっているメス豚の妊娠ストールなどは、人間の3歳児に置き換えて考えれば、虐待以外の何物でもありません。 ほぼ身体と同じ大きさで、向きを変えることも振り返ることもできない極狭な檻に入れられっぱなしで、3年も4年も過ごさなければならぬことは、拷問とも言えます。 長野県もストール廃止に向けた取り組みを計画して下さい。</p>	<p>アニマルウェルフェアについては、家畜を快適な環境で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながることから、その基本的な考え方や取組を広めていくことが必要と考えています。 アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理を進めるためには、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者等が意識し、実行する必要があるため、本計画においては、飼養管理方法等に関して、業界団体等が公表している指針等を参考にしつつ、関係者と連携し適正飼養の啓発・指導を行うこととしているところです。 アニマルウェルフェアに対応した飼養管理方法は、農場ごとに様々な手法で実践することとなりますが、今回お寄せいただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
51	6	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	<p>P35(1) 『畜産業者への適正飼養の啓発・指導』とのことですが、ただ啓発してもいっこうに変わるはずはありません。 ストール廃止に取り組むための補助金を支給して下さい。 また、ストールフリーの畜産物には、消費者が容易に判断するための認証マークを県として作成し、認証を受けた畜産物だけにマークの使用を許可するなどの施策を具体的に検討して下さい。</p>	<p>アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理を進めるためには、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者等が意識し、実行する必要があるため、本計画においては、飼養管理方法等に関して、業界団体等が公表している指針等を参考にしつつ、適正飼養の啓発・指導を行うこととしているところです。 アニマルウェルフェアに対応した飼養管理は、農場ごとに様々な手法で実践することとなりますが、今回お寄せいただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
52	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	<p>P35(1)『実験動物においては、「実験動物の飼養及び保管に並びに苦痛の軽減に関する基準」が定められており、～改めてその実態を調査するとともに、実験動物団体と連携して必要な指導や啓発を行うことが必要です。』とのことですが、これだけでは全く不十分です。 法律では登録義務は無いとのことですが、まず動物実験を実施している機関に登録を義務づけることを要望します。 実験内容も報告するように義務づける必要があります。 また、普段どのように飼育飼養されているのか査察を行なう必要もあります。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
53	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	<p>過去に、個人的に動物愛護のポスター等を学校等に掲示したことがある。その際に、行政が発行しているポスターの掲示数が少ないと感じました。9月の愛護週間でも学校内や公共の場においてもあまり見かけません。 そのため、教育機関へのポスター掲示や、授業で動物たちの命の大切さなどを取り入れるようにしていただきたい。</p>	<p>周知啓発の方法は、市町村とも協力して必要な方法を選択して対応してまいります。 御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
54	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	<p>動物販売業者からも啓発活動を行うよう、ポスターやリーフレットを販売した際に購入者に渡すよう義務化してください。</p>	<p>御意見として承りました。 また、従来より、協力していただけるペットショップや動物病院などで動物の適正飼養に関するポスターの掲示をお願いしており、さらに市町村と協力して必要に応じて掲示や配布するなどの対応をしております。 引き続き周知啓発に努めてまいります。</p>

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
55	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策3】普及啓発活動	鶏の食肉処理場にて、長期間放置されています。短くて丸一日、土日挟んで最長4日も放置されています。カゴに鶏をぎゅうぎゅうに詰め込み、餌や水も与えず瀕死の状態になりながら産卵。糞尿や割れた卵がぐちゃぐちゃになって鶏にまみれます。バタリーケージやフロイラーで過密飼育のストレスや病気にさらされた後、食肉処理場でのこの拷問は、動物の命をとことんまで軽視している証拠です。この状況の全てを変える必要があります。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
56	7	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(1) 強制換羽。採卵鶏は1年で屠殺されるか、強制換羽を経てもう1年採卵されます。強制換羽とは、採卵率が落ちてきた鶏に、餌や水を一切与えず絶食にします。もちろん死ぬ鶏もたくさんいますが、2週間近く経て生き延びた鶏は、生え変わる能力が上がるため、そのような拷問をします。これを正当化する理由は一つもないと思います。飼養管理の環境を整えるならば、一切廃止にすべきと考えます。	アニマルウェルフェアに対応した飼養管理方法は、農場ごとに様々な手法で実践することとなりますが、今回お寄せいただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
57	6	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(1) 採卵鶏のバタリーケージも、妊娠ストールと同じく海外では廃止、禁止の流れですが、日本では依然として90%以上で採用されています。こちらも廃止するための具体的な施策をお願い致します。食鳥処理場での長時間の夜間放置問題についても、最短時間になるように改善策を検討して下さい。	アニマルウェルフェアに対応した飼養管理方法は、農場ごとに様々な手法で実践することとなりますが、今回お寄せいただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
58	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(1) 山梨県のように、アニマルウェルフェアの認証制度を定めて下さい。	長野県においては、本県のブランド畜産物である「信州プレミアム牛肉」や「信州黄金シャモ」を生産する農場の認定にあたって、十分な飼育スペースの確保を条件とするなど、アニマルウェルフェアの視点を取り入れた制度として推進しているところです。
59	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(1) 産業動物、実験動物についてざっくりとしすぎています。詳細を明記し、パブリックコメントを募集してください。	産業動物に関する計画としては、アニマルウェルフェアへの配慮について記載しています。 アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理を進めるためには、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者等が意識し、実行する必要があるため、本計画においては、飼養管理方法等に関して業界団体等が公表している指針等を参考にしつつ、関係者と連携し適正飼養の啓発・指導を行うこととしているところです。
60	6	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(1) 畜産動物についても具体的に計画して下さいを強く要望します。	産業動物に関する計画としては、アニマルウェルフェアへの配慮について記載しています。 アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理を進めるためには、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者等が意識し、実行する必要があるため、本計画においては、飼養管理方法等に関して、業界団体等が公表している指針等を参考にしつつ、関係者と連携し適正飼養の啓発・指導を行うこととしているところです。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
61	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(1)22行目～ 実験動物については、「3Rの原則」の代替法の活用を可能な限り最大限に行ってください。また代替法の研究に力を入れ、発展し、日本中に広めてください。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
62	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(1)22行目～ 実験動物については、「3Rの原則」をもっと押し進めていただきたい。 ・可能なかぎり代替法とする ・使用数の制限 代替法にシフトし、可能なかぎり使用数を減らす ・苦痛の軽減 無駄な実験により苦痛与えられる動物が減るようチェックし、その方法についても、より苦痛を生じさせないよう工夫をする。 愛護団体と連携し、可能な限り実験動物数を減らしていく努力をしてください。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
63	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(2)イ(イ) アニマルウェルフェア推進の為の予算の確保し、畜産業者への補助金制度の導入を求めます。安価な卵や肉を生産するために、畜産動物への配慮は少なく、改善が必要と考えます。	アニマルウェルフェアの考えに対応した飼養管理は、経費をかけた特別な施設や設備の導入を生産者に求めるものではなく、新鮮な水の給与や家畜の日々の観察などを含めて、家畜の健康を保つために家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実践することと考えています。このため、県としては、アニマルウェルフェアをより身近なものとして実践していただけるよう、普及啓発することとしています。
64	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(2)イ(イ) 不適切な取扱いを確実にするために、防犯カメラの設置の義務付けを要望します。閉ざされた環境では、物言えぬ動物たちの安全は担保できません。	アニマルウェルフェアに対応した飼養管理方法等は、農場ごとに様々な手法で実践することとなりますが、今回お寄せいただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
65	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(2)イ(ウ) 状態把握ができなくなるため、実験犬の登録だけでなく、実験動物はすべて登録制にしてください。	実験犬の登録は、狂犬病予防法に基づく市町村への登録のことを意図しており、その他の実験動物の登録は現在、法の規定がありませんので御理解をお願いします。 長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、御意見の趣旨のような現行の法令規定を超える義務づけ等の内容を盛り込むことはできないため御理解をお願いします。 なお、国の基本指針第2の2の(6)実験動物の適正な取扱いの推進の②イにおいて「令和元年の動物愛護管理法の改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、今後、環境省では関係省庁と連携して現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。」とされており、その動向を注視してまいります。
66	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	(2)の施策 「必要に応じて苦情対応に同行し、協力して問題の解決にあたるよう努めます」の文を「苦情対応に同行し、協力して問題の解決にあたります。」に訂正。	御意見の趣旨を一部取り入れ、「解決に向けて対応してまいります。」に改めました。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
67	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	「情報共有をする必要がある」との文は「情報を共有し」に訂正。「人材育成が重要です。」の文は「人材育成を行う。」に訂正。「アニマルウェルフェアに配慮することが求められており」の文を「アニマルウェルフェアを遵守し」に訂正。「連携して取り組むことが必要です。」の文は「連携して取り組む。」に訂正。「実験動物団体と連携して必要な指導や啓発を行うことが必要です。」を「実験動物団体と連携し、指導や啓発を行う。」に訂正。	本御意見は、P35【継続的施策4】関係機関との連携の(1)の「これまでの取組と課題」に記載された人材育成やアニマルウェルフェアに関する記載について御指摘いただいたものと思われまます。この部分については、現状と課題について記載した部分であり、原案のとおり表現が適切と思われまますので御理解をお願いします。
68	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	「状態把握に努め」の文を「状態把握し」に訂正。	本御意見は、P35【継続的施策4】関係機関との連携の(2)イ(ウ)の記載について御指摘いただいたものと思われまます。国の基本指針の(6)実験動物の適正な取扱いの推進計画②講ずべき施策のアにおいて「関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。」とあります。国が行う定期的な実態把握の上で、P36【継続的施策4】関係機関との連携(2)イ(ウ)のとおり、実験動物を取り扱う施設の実態把握に努め、実験犬の狂犬病予防法に基づく市町村への登録の状況の確認や実験動物の適切な取扱いについて普及啓発を行う旨を記載しています。
69	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	P36(2)イ(ウ) 大学、研究機関等の施設に対して犬の登録等の義務とありますが、施設は漏れなく把握してください。また犬だけでなく、全ての動物について登録を義務として下さい。	本御意見は、P35【継続的施策4】関係機関との連携の(2)イ(ウ)の記載について御指摘いただいたものと思われまます。国の基本指針第2の2の(6)実験動物の適正な取扱いの推進の②イにおいて「令和元年の動物愛護管理法の改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、今後、環境省では関係省庁と連携して現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。」とされており、その動向を注視してまいります。
70	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	P36イ 家畜のストレスや疾病を減らすことが重要と考えまます。「5つの自由」 アニマルウェルフェアは、元々、欧州において定着し、国際的にも知られた概念である。OIE のガイドラインの序論では、「5つの自由」(1飢え、渇き及び栄養不良からの自由、2恐怖及び苦悩からの自由、3物理的及び熱の不快からの自由、4苦痛、傷害及び疾病からの自由、5通常の行動様式を発現する自由)がアニマルウェルフェアに役立つ指針として示されており、わが国でも考慮する必要がある。1~4への対応として行う良質な飼料や水の給与、家畜の丁寧な扱い、換気を適切に行う、家畜にとって快適な温度を保つ、畜舎等の清掃・消毒を行い清潔を保つなどは、家畜の健康及び生産性と密接に関連するものである。また、「5通常の行動様式を発現する自由」の対応としては、例えば、鶏の砂浴び 行動等は、アニマルウェルフェアを考える上で重要な要素であるが、これら5つの自由を総合的に考慮し快適性に配慮した家畜の飼養管理を行うことが重要である。	御意見のように、OIEによる勧告において、アニマルウェルフェアを考える上で役立つ指針として「5つの自由」が示されています。これらを踏まえたアニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方等について、関係者への周知を進めてまいります。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
71	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	産業動物のすべては、扱い方が暴力的なことは報道やSNSにて報告されています。不衛生で密な環境、また動物の扱い方についても改善するよう、文書ではなく目視で確認するとし、指導をする回数(年に4回等)も定めて下さい。アニマルウェルフェアに配慮した飼育をするよう、畜産業者への啓発をしてください。指導すべき業者を把握し、文章だけでなくセミナーを開催し義務化する等厳しい対応でのぞんでください。災害時にも産業動物は人間と同じ命と扱い、対策を立てて下さい。	<p>アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理を進めるためには、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者等が意識し、実行する必要があるため、本計画においては、飼養管理方法等に関して、業界団体等が公表している指針等を参考にしつつ、適正飼養の啓発・指導を行うこととしています。</p> <p>アニマルウェルフェアに対応した飼養管理は、農場ごとに様々な手法で実践することとなりますが、今回お寄せいただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
72	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	動物実験を行わず、代替法に切り替える企業や機関などには補助金を出すなど、具体的な施策をご検討下さい。	<p>御意見としてとして参考にさせていただきます。</p> <p>国の基本指針第2の2の(6)実験動物の適正な取扱いの推進の②イにおいて「令和元年の動物愛護管理法の改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、今後、環境省では関係省庁と連携して現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。」とされており、その動向を注視してまいります。</p>
73	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【継続的施策4】関係機関との連携	指導、啓発を行うために、産業動物、実験動物ともに、アニマルウェルフェア、3Rの原則を遵守するための具体的な内容と、基準の数値と、いつまでにその内容を実施するか期限を明記してください。(環境省の数値規制は具体的な内容を明記し、期限を設けています。)	<p>産業動物については、アニマルウェルフェアの考え方を進めるためには、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者等が意識し、実行する必要があるため、本計画においては、飼養管理方法等に関して、業界団体等が公表している指針等を参考にしつつ、適正飼養の啓発・指導を行うこととしています。</p> <p>実験動物については、国の基本指針第2の2の(6)実験動物の適正な取扱いの推進の②イにおいて「令和元年の動物愛護管理法の改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、今後、環境省では関係省庁と連携して現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。」とされており、その動向を注視してまいります。</p>
74	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	(2)ア(7) 飼い猫を未手術のまま外に出している飼い主がいます。飼い猫も発情期にテリトリーを飛び出すなど知らない土地で「飼い主のいない猫」「迷子猫」などになっています。市町村だけでなくいずれも環境問題になり、住民トラブルになることも多いので、自治会でも屋内飼養、不妊手術の必要性を普段から地域住民に啓発してください。	P24【重点施策1】猫問題への対応の(2)ア(7)、(ウ)において市町村との連携と記載しているのは、地域の自治会への相談対応やチラシを回覧していただくような対応も含んでおり、従来より行っていることから御意見の趣旨は含まれております。引き続き、周知啓発に取り組んでまいります。



No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
75	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	(2)ア(7) 飼い主のいない猫及び飼い犬猫の不妊去勢手術への助成金制度の拡充を希望いたします。 平成29年～令和元年の引き取り理由の仔犬で68.5%、仔猫で82.5%が計画外の繁殖によるものという結果を見ても、飼い犬猫への不妊去勢手術の普及が急務と言えます。啓発活動はもちろんのこと、助成金制度により不妊去勢手術が当たり前となり、不幸な命が生み出されることを未然に防いでほしいと思います。	御意見の飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成金制度については、今後の施策及び検討の参考とさせていただくとともに、他自治体の動向も研究してまいります。 不妊去勢手術の必要性については、P31【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分の減少の(2)イ(エ)に記載しており、P24【重点施策1】猫問題への対策や、P26【重点施策2】多頭飼育問題への対策において(2)(3)に記載されております。 飼い主のいる犬猫については、飼い主の責任のもと適正な飼養管理の一環として、不妊去勢手術の実施について引き続き周知啓発してまいります。
76	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	(2)イ(イ)等猫問題への対策すべてにおいて 施策の内容の中で「飼い主のいない猫への無責任な餌やりの抑制」とありますが、ここで止まってしまっていますが、これでは今までの効果のない対策であり、改善が見込めないと考えます。 「飼い主のいない猫に対するTNR等の管理、指導」という内容に変更する必要があると考えます。 これは現場で繰り返し繰り返し指導していることで、施策内容の文面から変えなければならない必須項目だと考えます。 また、そのための「適正飼育、地域猫活動への理解、周知」という具体的な施策内容の追加と、勉強会開催の目標件数の増加も必要だと考えます。	不妊去勢手術の必要性については、P31【継続的施策1】犬猫の引取り頭数及び殺処分の減少の(2)イ(エ)に記載しており、御意見の趣旨は含まれていると考えます。 犬猫の引取り頭数の減少などのためには、P31(2)イの(ア)から(オ)まで記載していることがすべて必要な施策であると考えています。 また、御意見の「適正飼育、地域猫活動への理解、周知」という具体的な施策内容の追加と、勉強会開催の目標件数の増加については、御意見として参考にさせていただきます。
77	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	「推進します」を「推進、実施します」に変更し、内容をもっと具体的に明記し、実施することが重要と考えます。実際には、不妊化手術をしたくても猫を捕まえられない、費用の捻出が難しい、動物病院への予約が難しい予約通りに捕まらないなどの理由から、猫の不妊化をしたくてもできないケースも多くあります。 保健所の役割として、 ・ 給餌している猫の捕まえ方 ・ 保健所や動物病院からの住民への捕獲器の貸出 ・ 助成金一頭 5000 円など具体的な仕組みづくりや住民に届く情報公開、申請手続きの案内 ・ 受け入れ動物病院の確保、案内など 実際に住民が飼い主のいない猫の不妊化をしようとしたときに、どう行動すればよいか分かるように明記し実施してください。	長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、個別具体的な内容については、保健所ごと、事案ごとの特性に対応して対応していくものと考えております。 御意見は今後の施策の参考とさせていただき、個別の事案ごとに対応してまいります。 また、猫問題への対応については、不妊去勢手術だけでなく、P24【重点施策1】猫問題への対策(2)のイ、エに記載していることを全体的に進めていくことが必要と考えています。
78	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	P25イ 野良猫を減少させるには手術が効果的と考えます。その費用を無料にすることにより、地域猫活動の実施人口や地域の増加等が見込め、野良猫被害を減少し、不幸な命を一代で終わらせることができると考えます。そのため次のことを加筆してください。 1 指定の動物病院で不妊化手術を可能にする予算案の計上 2 地域猫活動に取り組む個人、町内会や自治会を対象に地域に居る野良猫の手術を愛護センターで無料で実施 3 愛護センターでいっぱいになった時は、獣医師会の協力を得て、指定動物病院で無料で手術を実施	猫問題への対応については、不妊去勢手術だけでなく、P24【重点施策1】猫問題への対策(2)のイ、エに記載していることを全体的に進めていくことが必要と考えています。 御意見の飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成金制度などについては、今後の施策及び検討の参考とさせていただくとともに、他自治体の動向も研究してまいります。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
79	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	P25イ(ウ) 「地域猫活動を推進します。」を「地域猫活動を不妊去勢手術費の助成等推進します。」と加筆修正していただきたい。 P.31の引き取り、殺処分の減少には、飼い主不明猫に対する不妊去勢手術を進め、個体数を減らす蛇口対策が何より重要ですので、「推進します」に、踏み込んで言及していただきたいと思います。現状は、地域の有志が負担したり、いくつかの市町村ではクラウドファンディング等により事業費を捻出されていますが、この蛇口対策は費用対効果が高く、次期計画における重要施策であるならば、県が市町村に財政支援し、県内がバランスよく取り組めるよう推進していただきたいと考えます。	猫問題への対応については、不妊去勢手術だけでなく、P24【重点施策1】猫問題への対策(2)のA、イに記載していることを全体的に進めていくことが必要と考えています。 御意見の飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成金制度などについては、今後の施策及び検討の参考とさせていただくとともに、他自治体の動向も研究してまいります。
80	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	TNR活動や蛇口閉め活動によるボランティア団体等の普段を軽減させてください。本来行政で行うべきことをボランティア団体等が自己犠牲の精神で行っています。猫による苦情、事故、殺処分問題等すべての根源である繁殖を止める活動に今以上に国や自治体が力を入れるべきである。 資金不足、保護猫頭数増大などにより、ボランティア団体等が破綻するケースも多く問題になっています。不幸な命を増やさないために長野県がモデルとなり全国に広めてください。	猫問題への対応については、不妊去勢手術だけでなく、P24【重点施策1】猫問題への対策(2)のA、イに記載していることを全体的に進めていくことが必要と考えています。 御意見の飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成金制度などについては、今後の施策及び検討の参考とさせていただくとともに、他自治体の動向も研究してまいります。
81	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	長野県の条例として次の事項を定めていただきたい。 ・飼い猫の室内飼い ・不妊去勢手術 ・所有者明示 犬には条例に係留義務があります。 猫を外に出すことで、野良猫と交配する、事故にあう、行方不明等の問題が発生し殺処分をゼロにすることは不可能です。屋内飼養の推奨ではお願いで終わってしまいます。 犬と同様に条例で定めることで殺処分をゼロにすること、問題をなくすこと等ができると考えます。	御意見として参考させていただきます。 長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、御意見の趣旨のような現行の法令規定を超える義務づけ等の内容を盛り込むことはできないため御理解をお願いします。
82	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	広島市は野良猫の不妊去勢費用を来年度の予算案に掲げています。認定された団体が持ち込んだ猫であれば県獣医師会の協力を得て指定の動物病院で愛護センターと同様の手術を無料で受けられるというものです。長野県でも同様の取組みを実施してください。	御意見として今後の参考にさせていただきます。
83	9	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	飼い主のいない猫は虐待の対象となりやすいです。長引くコロナ禍のストレスや、虐待動画を撮り発信することを目的とした者が増えているからだと思います。これらを抑止させるための県の取り組みが必要かと思います。(たとえば警察や県民に周知し社会で見守るようにする、虐待映像が県民によるものだと情報を得た際には県として直ちに発信者を特定して警察と連携することを広く周知するなど)	従来より動物虐待を疑う事例については、保健所が窓口となって対応しており、必要に応じて警察とも連携しております。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
84	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策1】猫問題への対策	猫は非常に繁殖力の強い動物であり、地域猫活動をするうえでは、その地域の飼い主のいない猫すべてに対して迅速に繁殖制限手術をおこなうことが重要であると思われます。多くの市町村では猫の不妊去勢手術について独自に助成事業等を行いボランティアや地域住民の方々の活動を支援していますが、予算には限りがあり、市町村の助成だけでは限界があります。また、地域猫活動の対象となる場所については猫の数も多く、手術費用等の負担が高額になるため、解決したい問題として認識していても活動を躊躇してしまうという事例も見受けられます。ボランティアや問題を解決したい地域住民の負担を少しでも軽減するために、県独自の助成事業等の新設と地域猫活動支援事業の拡充を要望します。	猫問題への対応については、不妊去勢手術だけでなく、P24【重点施策1】猫問題への対策(2)のA、Iに記載していることを全体的に進めていくことが必要と考えています。 御意見の飼い主のいない犬猫の不妊去勢手術への助成金制度などについては、今後の施策及び検討の参考とさせていただくとともに、他自治体の動向も研究してまいります。
85	4	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	(1)オカキ 計画ではなく、条例に係る意見になってしまいますが、届け出は、10以上ではなく、犬猫計6以上で届け出をすることを要望します。条例で明記されていることに加えて、「犬猫を管理する者の氏名」「糞尿の処理の方法」「動物のご遺体の埋葬の方法」「周辺的生活環境を保全する方法」「犬猫の種類・性別・年齢・体格(犬のみ)」等の届け出をすることにより、多頭飼育問題の未然防止や深刻化を防ぐことに繋がると考えます。去勢済みかどうかの登録も有効であると考えます。これは既に佐賀県が平成20年に制定しているものです。佐賀県の調査の結果、6頭以上になると周辺の苦情が増えることから、6頭と設定されたこととです。佐賀県HPでも確認できます。長野県でも次回の条例改正の時には6頭を取り入れていただきたく、また、早期発見にて注意喚起できるよう取り組みの参考になると思い、意見させていただきます。去勢済みの登録も抑止力が高まると考えます。	御意見としてとして今後の参考にさせていただきます。
86	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	(1)カ、(2)イ 多頭飼育問題の未然防止においては、「情報の共有」をいかに迅速に図るかが重要です。探知後、各課がどのように情報収集を行い、初動を何日以内にどこが行うかを定めてください。立入りが必要な基準でない状態であっても、解決に至るには時間を要するため、早急に着手するために短期間での実行を基本としてください。	御意見としてとして今後の参考にさせていただきます。
87	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	(2)イ 発生してから連携先を探すのではなく、事前に、知識の周知、解決策の提案、最悪の場合の引取りルーチン、所有権放棄への説得等を定めたマニュアルを作成してください。	御意見としてとして今後の参考にさせていただきます。 飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理局のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携し対応が必要であり、多機関多職種との連携が図られるよう、平時からの情報・意見交換会を行う場を設けることを新たな目標とし、取り組んでまいります。
88	6	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	(2)等猫の対策すべてにおいて バースコントロールのサポート体制の拡充 孤立状態にある高齢の飼い主などの場合、動物病院へ搬送するための手段がない。または、猫などの場合捕獲が出来ない。などの理由から不妊・去勢手術が受けられない場合も考えられますので、動物の捕獲のサポートや送迎サービスのある動物病院の紹介などのサポートも必要であると思えます。	御意見としてとして今後の参考にさせていただきます。 飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理局のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携し対応が必要であり、多機関多職種との連携が図られるよう、平時からの情報・意見交換会の実施などを行ってまいります。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
89	6	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	(2)等猫の対策すべてにおいて 飼い主のいない猫及び飼い犬猫の不妊去勢手術への助成金制度など 多頭飼育になる（適切な繁殖制限ができない）要因には社会的孤立や生活困窮などが根底にあるとされており、助成金制度の必要があると思います。	猫問題への対応については、不妊去勢手術だけでなく、P24【重点施策1】猫問題への対策(2)のア、イに記載していることを全体的に進めていくことが必要と考えています。 御意見の飼い主のいない犬猫の不妊去勢手術への助成金制度などについては、今後の施策及び検討の参考とさせていただくとともに、他自治体の動向も研究してまいります。 また、多頭飼育問題については、飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理部局のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携し対応が必要であり、多機関多職種連携が図られるよう、平時からの情報・意見交換会の実施などを行ってまいります。
90	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	(3)の数値目標に、以下を追加してください。 ・広報、回覧での周知回数を年6回以上行う。 通報を目的とするものではなく、問題を抱えた方やその近しい方に解決方法や各種相談窓口をお知らせするもの。生活困窮者や孤立した生活を送る方がまず相談できる場所（民生委員やケースワーカー等）を知っていただくことは重要です。知らない方へのアプローチを重視してください。	御意見として今後の参考にさせていただきます。
91	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	「犬猫を合算して10頭以上飼育する場合…」を「5頭以上…」へ修正してください。不妊化手術を行っていない動物がいるところは多頭飼育になることが予測され、基準頭数を少なくすることで、多頭飼育崩壊の抑止となります。	御意見として今後の参考にさせていただきます。
92	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	「多頭飼養届」について、知っている方が少ないと思います。また、その届を出しづらいという話もききます。届出については広報等で周知し、マイナスなイメージではなく行えると良いと思います。	御意見の趣旨については、P26【重点施策2】多頭飼育問題への対策において(2)(3)に盛り込まれております。 多頭飼育問題については、飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理部局のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携し対応が必要であり、多機関多職種連携が図られるよう、平時からの情報・意見交換会の実施などを行ってまいります。 また、従来より市町村などと協力して多頭飼養届の制度の周知に努め、届出後は定期的に立入、助言指導を行っています。
93	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	「多頭飼養届」の届出を義務化してください。令和2年で195件は少ないです。	御意見の趣旨については、P26【重点施策2】多頭飼育問題への対策において(2)(3)に盛り込まれております。 多頭飼育問題については、飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理部局のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携し対応が必要であり、多機関多職種連携が図られるよう、平時からの情報・意見交換会の実施などを行ってまいります。 また、従来より市町村などと協力して多頭飼養届の制度の周知に努め、届出後は定期的に立入、助言指導を行っています。
94	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	「多頭飼養届」の届出を提出する際、必ず「避妊手術」をしているか証明できる書類を提出させてください。 「多頭飼育崩壊」は避妊去勢手術をさせていないことから始まるため、多頭飼育には避妊去勢を義務付け、証明できるものを提出させるようにしてください。	多頭飼養届に不妊去勢手術を義務付けることやそれを証明する書類を添付させることは、条例で規定されていないことからその実施はできません。しかし、届出を受理する際には不妊去勢手術をすすめるなどの助言をし、さらに届出後は定期的に立入、助言指導を行っています。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
95	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	「多頭飼養届」について広く周知を行い、潜在的な多頭飼育事例の積極的な把握に努めます。 「多頭飼養届」について広く周知を行い、市町村や動物愛護推進員等と連携し、潜在的な多頭飼育事例の積極的に把握に努めます。と追記してください。 「多頭飼養届」の周知はもちろんですが、個人情報に配慮しつつ正しい現状把握が進むよう現場に詳しい市町村や動物愛護推進員等との連携もお願いします。	御意見の趣旨については、P26【重点施策2】多頭飼育問題への対策において(2)(3)に盛り込まれております。 多頭飼育問題については、飼い主への適正な飼養・管理方法の周知や事例に応じて動物愛護管理部局のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携し対応が必要であり、多機関多職種の連携が図られるよう、平時からの情報・意見交換会の実施などを行ってまいります。 また、従来より市町村などと協力して多頭飼養届の制度の周知に努め、届出後は定期的に立入、助言指導を行ってまいります。
96	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	「長野県地域福祉支援計画」に基づいて、多機関連携、重層的支援がなされるよう、具体的な個別案件についても、役割分担や指導、支援について情報・意見交換が円滑に進むよう関係者を主導していただきたいと考えます。	御意見として今後の参考にさせていただきます。
97	2	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	数値目標(案)年1回以上の実施を、年2回以上の実施としてください。多頭飼育問題は全国各地で発生しており、担当各所、動物愛護推進員、ボランティア団体等関係者による情報・意見交換の場は必要と考えます。	御意見として今後の参考にさせていただきます。 多頭飼育問題については、動物愛護管理部局のみならず、市町村、社会福祉担当部局、環境部局、支援団体等と連携した対応が必要であり、多機関多職種の連携が図られることにより問題が大きくなる前に対処できることが大切であると考えています。 まずは、関係者が情報・意見交換できる場を設けることを目標とすることから、数値目標については原案のとおりとさせていただきますので御理解をお願いします。
98	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策2】多頭飼育問題への対策	動物販売業者からも啓発活動を行うよう、ポスターやリーフレットを販売した際に購入者に渡すよう義務化してください。	今後の参考にさせていただきます。 また、従来より、協力していただけるペットショップや動物病院などで動物の適正飼養に関するポスターの掲示をお願いしており、さらに市町村と協力して必要に応じて掲示や配布するなどの対応をしております。 引き続き周知啓発に努めてまいります。
99	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策3】災害対策	動物を家族として暮らしている人が避難先での制約に不安を持つことなく同行避難できるのかどうか、避難先での制約等を提示し、動物と暮らす県民にアンケート実施を行うことを提案します。 動物愛護管理法では閉じ込め飼養は禁止されています。東京都の同行避難先では、ケージから出すことは認めておらず、同行避難先に行く気になりません。動物を苦手とする人に迷惑をかけず、気兼ねなく動物と過ごせる避難先があるとありがたいと思います。	災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護であり、ペット対策には手が回らない事態になることも考えられます。 県民アンケートの目的が明確ではありませんが、同行避難は飼い主責任を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけではなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要であるものと認識しています。
100	15	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(1)の4段落目の文章の最後の検討のあとに『実施』を加えてください。『告発も含めた厳しい対応を検討実施する必要があります。』と記載を変更してください。	「告発も含めた厳しい対応を検討する必要があります。」の中に御意見の趣旨は含まれており、原案のままさせていただきますので御理解をお願いします。
101	15	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(1)の第4段落目「動物愛護管理法の改正の趣旨は…必要があります。」のあとに以下の文を加筆してください。 『そのためにも、県のすべての担当者は改正した法律や省令をその都度、理解修得し動物愛護行政に反映させることとします。地区や担当者の経験などで差がでることなく、すべての県の担当者が均一した法律、省令に即した動物愛護行政をすることとする。』	御意見については今後の参考とさせていただきます。 従来より職員の資質向上に向けた研修会は開催しておりますので、引き続き対応してまいります。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
102	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2) 立入検査は1施設年4回実施し、必ず抜打ちで行ってください。	毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。
103	13	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2) 抜き打ち検査を実施するために、どのような事業者を対象とする基準を定めてください。例えば員数2人以上、過去〇年に軽微な違反や指導を2回以上した事業者など。	毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。
104	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2) 県は予め具体的に「あるべき姿（数値や環境など）」をまとめた自己評価テンプレートを用意しておき、各事業所は年1度自己評価を行い、自主的に県に提出することを義務付ける。（項目によっては写真添付も必要とする。）項目ごとに、期限付きで改善することで事業継続とするものや、最低限厳守必要項目が守られていない場合は、業務取り消しなどの措置を取るなども、項目別に予め決めておく。 業務取り消し対象の内容は条例として具体的に制定しておく。 未提出業者については、罰金、立入検査を実施し、条例に基づいて対応する。 提出済み事業者においても、立入検査は実施し、自己申告とのズレがないか確認を行い、上記条例に沿った対応を行う。 見解の相違や、注意喚起で終わらせることがないよう、表面的ではなく意味のある効果的なアクションを求めます。	自己評価テンプレートのご提案については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。 また、法違反者への指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令、業務の停止登録の取消しなどの対応をとってまいります。
105	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2) 是非、悪質な業者に対しては、毅然と指導、登録の取消等、行政処分を行ってください。	法違反者への指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令、業務の停止登録の取消しなどの対応をとってまいります。
106	14	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)(エ) 『必要に応じて』では、担当者により必要か否かの判断に差が出ます。そしてその判断基準が法律や省令ではなく、前例となりかねません。 『法律や省令に照らし合わせて、違反内容が必要とされた際には』等の文章に変えてください。	担当者によって判断に差が生じないよう組織で情報共有を図ってまいります。また、法に基づく勧告、命令等については「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って適確に対応してまいります。 御意見の趣旨は含まれておりますので原案のままとしますが、御理解をお願いします。
107	10	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ 立ち入り検査で引退犬猫など繁殖に供しなくなった犬猫については、把握し、一般家庭への譲渡を促すことを、県も事業者と連携して取り組んでください。	御意見として承ります。
108	13	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ(イ) すべての担当者が抜き打ち検査を実施するために、どのような事業者が対象となるのか定める必要があります。例えば員数2人以上、過去〇年に軽微な違反や指導を2回以上した事業者など。	毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
109	10	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ(イ)すべての立ち入り検査では、動物の飼養状態を確認するために、引退犬猫含め、全頭目視によるアニマルベースドメジャーで確認してください。くるくる回るなどの異常行動などの類も、心身の健康を損っているおそれがあるから、適切な指導処分を求めます。	御意見として承ります。
110	6	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ(イ)職員が判断に迷った際には環境省の動物愛護管理室が新たに設置した自治体からの相談窓口を確認すること。命を法律、省令により守る役割を持つ県の全ての担当職員が一定基準以上の者であることを推進計画に明記して、県の動物愛護行政への信頼を確保するよう意見します。	動物取扱業者への立入検査を行う職員については、改めて研修などを行い、資質向上に努めてまいります。 また、法に基づく勧告、命令等の処分等を決定する場合に、その解釈に疑義が生じるときは、環境省又は大学等専門機関などに照会し、その助言を考慮して検討することにしていきます。
111	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ(イ)立入検査を形骸化したものではなく、法律、省令に即した立入検査を実施してください。事前通告を行った立入検査より、抜き打ちによる立入検査のほうが実態の把握もでき、事業者に対しての効果も高いとおもいます。抜き打ち検査は、複数人で立ち入り、必ず飼育現場等施設と動物については目視で確認すること。飼育現場等施設の画像、動物達一頭一頭の画像、指導内容、違反項目、動物達の状態も記録として残すようお願いいたします。動物を命として適切に飼育し、法律、基準を守ってもらうようアニマルベースドメジャーにより指導することができる職員であるよう求めます。	毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。 動画や画像の撮影は、事業者の了解を得た上で必要に応じて対応してまいります。
112	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ(イ)80～90代の高齢者が行うペットショップなど、万が一の場合、飼い主のいない犬猫を増やすこととなります。販売する側について年齢制限を設けることを検討してください。	長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える義務づけ等の内容を盛り込むことはできないため御理解をお願いします。 なお、動物取扱業の登録の拒否に係る規定については動物愛護管理法第12条第1項で定められております。
113	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ(イ)を次の文章に修正していただきたい。 「悪質な事業者に対しては業務取消処分とします。また、違反している事業者に対しては厳格な指導を行うとともに、改善がなされない場合については、指導、観光、命令、業務一時取消、業務取消と段階を経て処分いたします。」	P29【重点施策4】動物取扱業者への対応の(2)イ(イ)にその旨を記載しています。 法違反者への指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消しなどの対応をとってまいります。 御意見の趣旨が分かるよう、記載を修正しました。
114	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ(イ)を「法律や省令と照らし、違反の態様や悪質性の高さに応じて、勧告、命令、登録の取り消しや、警察等と連携して刑事告発といった手段を効果的に用いた厳格な対応を行います。」へ変更を求めます。 動物取扱業の指導監督権限は各自治体にあります。「必要に応じて」との表記では指導監督を担当する自治体職員により判断基準に差が生じる恐れが十分にあります。行政指導・行政処分については法律や省令に則るものとするを強く要望いたします。	法違反者への指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消しなどの対応をとってまいります。 御意見の趣旨が分かるよう、【重点施策4】動物取扱業者への対応の(2)イ(イ)の記載を「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」に沿って勧告、命令、登録の取消しや、警察等と連携して告発を含めた対応を行います。」に修正しました。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
115	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イ(オ) 長野県での研修を受けたということを提示し、営業することを義務付け、有効期間を1年間として毎年1回研修を受けることを定めてください。 長野県の研修を受けておらず、提示できない者は、長野県において販売をできないようにしてください。そして、その研修会の受講者は登録を申請した者であることとしてください。	動物取扱責任者研修会を受講しない場合の指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令などの対応をとってまいります。 なお、御意見の「長野県での研修を受けたということを提示し、営業することを義務付け」については、法に規定がないものであり、長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、現行の法令規定を超える義務づけ等の内容を盛り込むことはできないため御理解をお願いします。
116	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)イに以下の文書の付加を求めます。 『補足：動物の飼養等に関し通報があった事業者は事前通告なしの立入検査を行うものとする。その場合、動物取扱事業者は立入検査を拒むことはできない。』	毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいります。 長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、原案のとおりとしますが御理解をお願いします。 なお、「立入検査を拒むことはできない。」旨の記載の追加については、動物愛護管理法第47条の2に罰則の規定があり、動物取扱業者等は保健所などの立入検査を拒否することはできず、御意見の趣旨は法に記載されています。
117	5	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(2)施策ア 監視指導計画の中に、1か月に1回、抜き打ち検査を実施することにしてください。 効率的かつ効果的な立入検査を行いますと明記されています。1か月に1回立入検査することは、法改正の周知にも繋がります。そして長野県の動物取扱業者の事業所の実態を把握することもできます。 事業所で飼養管理されている動物が、適正に飼養管理されているかの現状把握は、抜き打ち検査以外に方法は無いと考えます。	御意見として今後の参考にさせていただきます。 「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。
118	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(3) 法律や数値規制などを理解し、命の軽視をせず、動物の環境、健康面等写真や動画、医師を同伴させて目視のみではなく、しっかりと検査していただきたい。	御意見として今後の参考にさせていただきます。 「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。 動画や画像の撮影は、事業者の了解を得た上で必要に応じて対応するとともに、動物の状態についても飼養管理基準の一つとなっている毛玉の有無や異常な爪の長さなどについて確認してまいります。 また、動物取扱業者への立入検査については、法第24条第1項（法第24条の4第1項で準用する場合を含む。）、法第25条第5項、法第33条第1項により都道府県の職員が行うことと規定されておりますので、御理解願います。



No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
119	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(3) 項目として「動物取扱業の監視指導件数」とありますが令和2年度の実績の表示がパーセンテージになっているためこの一覧の基準、表示の意味が不明です。また、適切な飼養がされているかの検査であり100%実施するのが当然と考えます。 動物愛護法で飼養環境が規定されているのですから、検査により指導された事業者の件数、改善した事業者の件数、改善せず業務停止、廃業となった事業者の件数と事業者名を毎年、開示が必要と考えます。 動物愛護法で規制基準が明確になっているのですから、改善しない事業者は事業継続の意思が無いとみなし不適格な事業者を排除する事は保健所職員役割でありそれにより業務効率を上げ、業務の質の向上が目指せると思います。	計画件数は毎年変動するため、計画に対しての実施率を目標としています。 監視件数などの統計については従来よりとりまとめて公表しておりますが、その公表方法については検討してまいります。 法違反者への指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令などの対応をとってまいります。 また、法違反の事業者名の公表については、法違反として法第23条第1項に基づき勧告を行ったものの期限までに改善しない事業者については、法第23条第3項の規定により公表することができることとなっております。それ以外での公表は法に規定がありません。 なお、長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、御意見の趣旨のような現行の法令規定を超える義務づけ等の内容を盛り込むことはできないため御理解をお願いします。
120	12	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(3) 事業者数の何%を1年間の抜き打ち検査数にするのか目標数値を定め、達成を目指してください。継続的に均一した抜き打ち検査を全ての担当者が行うために、数値目標として統計をとり公開してください。	御意見については、今後の参考にさせていただきます。 毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。
121	13	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(3) 数値目標の項目、動物取扱業の監視指導件数を「事前通告あり立入検査」と「抜き打ち立入検査」に分けての項目変更を意見します。	御意見については、今後の参考にさせていただきます。 毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。 抜き打ち検査についてはあらかじめ計画できる性質ではないため、目標数値とすることは難しいと考えられますので御理解をお願いします。 なお、御意見の趣旨については、施策の実施に当たり、参考にさせていただきます。
122	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(3) 第1種動物取扱業が78.4%の監視指導率もあったのに動物虐待の事件がありました。 監視・指導の基準の詳細を決めて適正な監視・指導の方を徹底してください。	毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。
123	10	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(ア)～(オ)を実施するには大前提としてすべての担当者が業務に関係する法令、省令を理解していること。改正された際も、職員もブラッシュアップする必要があります。動物を命として適切に飼育し法律、基準を守ってもらうようアニマルベースドメジャーにより指導することができる職員が求められます。	御意見として承りました。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
124	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(イ)過去は過去、今は今だと思います。過去はきちんとなされていても、今現在を見てください。	毎年、県が定める「動物愛護管理関係監視指導の基本方針（以下「監視指導の基本方針」という。）には重点的に確認する項目などを定めるとともに、P29(2)イ(イ)に記載のとおり、例えば複数の苦情対がある施設など過去の指導状況等を考慮の上、事前通告を行うものと抜き打ちによる立入検査を組み合わせ、効果的かつ効率的に立入検査を実施してまいりますので、御理解をお願いします。
125	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	(ウ)悪質な事業者に対しては厳格な指導とありますが何を基準に悪質な事業者なのでしょうか。個々に思い考えが違おうと思うので詳細をお願い致します。	悪質とは、繰り返しの行政指導に従わず、改善が認められない事業者のことを指します。 法違反者への指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消しなどの対応をとってまいります。
126	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	P29 2行目からの文を「動物愛護管理法の改正の趣旨は、より適正な飼養管理を推進することの他、悪質な事業者へ厳しい対応をすることが大きな柱です。動物取扱業者は新たな規制への対応が求められており、県は、事業者が適正に業務を行えるよう十分な助言指導を行うほか、改善の意思がない等悪質な事業者に対しては、告発も含めた厳しい対応を行う必要があります。」へ変更を求めます。 動物取扱業の指導監督権限は各自治体にあります。基準が満たされておらず、改善の意思もないような悪質な事業者に対し、速やかに処分を行う等の厳格な運用を求めます。その為には、権限を持つ自治体職員が「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」に則った飼養管理基準を理解して把握していただき、それにより「動物愛護及び管理に関する不利益処分実施要領」が活用されることを強く要望いたします。一方で「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」は理想的な飼養管理の考え方で参考情報でもあり、それらが満たされないことをもって直ちに遵守義務違反となるものではない為、自治体の判断に迷いが生じた際は環境省へ速やかに連絡を取りながら適切な指導管理を行うことも併せて要望いたします。	御意見の趣旨は理解しました。 法違反者への指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消しなどの対応をとってまいります。 また、法に基づく勧告、命令等の処分等を決定する場合に、その解釈に疑義が生じるときは、環境省又は大学等専門機関などに照会し、その助言を考慮して検討することにしていきます。
127	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	移動販売業者については、2日間の滞在で説明責任が果たしているか、保健所で確認してください。	御意見として承りました。
128	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	立入検査を行い、違反事項を指導後、改善する意志がない事業者に対して次の段階（指導→勧告→命令→取消し）までマニュアル化することを要望します。	法違反者への指導については、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消しなどの対応をとってまいります。
129	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	立入検査を行う職員については、業者ごとの担当を決めず、毎回別の人か複数名で順番に行うことが必要である。また、地域の愛護団体と連携し行うことも有効である。	特に指導困難な事業者に対して立入検査する際には、複数の職員で立入検査を行い、保健所間や県庁の職員も一緒に立入検査に同行するなど工夫して立入検査を実施するとともに、定期的な人事異動も行いながら引き続き立入検査を実施してまいります。 また、動物取扱業者への立入検査については、法第24条第1項（法第24条の4第1項で準用する場合を含む。）、法第25条第5項、法第33条第1項により都道府県の職員が行うことと規定されておりますので、御理解願います。
130	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	ペットショップの開店は、県は、安易に許さないで欲しいと思います。生体販売は世界的に見れば時代遅れで、乱立している国は日本だけです。日本は法律の整備が遅れているために許されているビジネスです。	御意見として承りました。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
131	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策4】動物取扱業者への対応	悪質な動物取扱業者への厳格な指導、早期摘発を要望します。見極めは困難ですが、実際に、様々な手口の悪質な保護団体は存在します。市町村の職員さん達は、立入検査で、接する機会があると思います。悪質な団体に気付いたり、通報を受けたりした場合は、警察や税務署と連携し、事業取消まで、本気で取り組むことを要望します。寄付を集めている団体には特に注目し、収支報告、貸借対照表を税務署と連携して確認してください。領収書の確認、寄付金が給与としてではなく、ダイレクトに生活費に使われていないかどうか？杜撰な金銭管理は、摘発の対象とすることを要望します。	御意見として承りました。 動物愛護管理法第24条第1項の規定に基づき必要な限度において動物取扱業者に対し必要な報告を求めたり、事業所等に立ち入りしてまいります。 法違反が認められる場合には、「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領」などに沿って、指導、始末書処分、法の勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消しなどの対応を行ってまいります。
132	1	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策5】動物介在活動の推進	「動物ふれあい訪問」「アニマルセラピーへの支援」「セラピードッグの育成」について、これらは人間の動物利用にあたるおもいます。動物の種別や個体により多数の人間に触れることにストレスを感じる個体が必ずいます。人間の為に、ストレスを受けながらセラピーアニマルとして生かすことは止めて下さい。人間が動物に癒してもらうのではなく「人間が心身共に傷ついた動物を癒す」という方向へシフトして下さい。学校不適応傾向の児童に対してなど、相手（動物）の気持ちを考えながら（慮りながら）相手と接することが、児童にもよい教育、経験となるとおもいます。なので、動物愛護センターで散歩をする、給餌する、掃除をするなど動物のお世話をするのが良い経験、セラピーになるのではないのでしょうか。	動物愛護センターにおける動物の飼養管理は毎日適切に行っており、動物介在活動に用いる動物個々の適性を判断しながら実施しております。 御意見については、今後の参考にさせていただきます。
133	5	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策	【重点施策5】動物介在活動の推進	動物の持つ癒し効果を人の健康と福祉向上に役立てることは、素晴らしいことだと思います。 しかしながら、長い拘束、移動時間、動物に慣れていない他人からの強い刺激などは、利用される動物達には、大きなストレスを与えます。 また、職場全体で飼育すると、誰も自分の犬や猫としての責任を持たず、病気などの異変の見逃しに繋がることも懸念されます。その動物の担当者を必ず決めて、適切な飼養をし、異変にすぐに対応できる管理体制をとることを要望します。 適切な食事、給水、休憩時間を確保し、動物貸出のような安易な形態にしないこと。過度に活躍させることは避けること。その動物を良く理解する飼養担当者が必ず同行し、異変が感じられる場合には獣医師の診察をすぐに受けられる体制を整え、動物達の健康を守ることを要望します。セラピーの場であってもアニマルベースドメジャーでの視点を忘れずに実施してください。	動物愛護センターにおける動物の飼養管理は毎日適切に行っており、動物介在活動に用いる動物個々の適性を判断しながら実施しております。 御意見については、今後の参考にさせていただきます。
134	4	第3章新たな推進計画における施策等	2 推進計画の具体的な施策		(1) 希望する学校への助言ではなく「全校」に対して、うさぎや鶏など「専門獣医師同伴の立ち入り検査」を要望します。学校の飼育現場が子供達任せで不適正な飼養になっていないか、悪天候、極寒、猛暑日の中、外小屋で、むしろ虐待になっていないか、休日、長期休暇期間中の飼養管理体制の確保、獣医師を派遣する体制の確保を要望します。	学校飼養動物の適正な飼養管理については、引き続き学校飼育動物担当職員研修を実施してまいります。その際、（一社）長野県獣医師会で行っている学校からの求めに応じて学校で飼養する動物診療を支援する事業がありますので、こうした事業の紹介を学校飼育動物担当職員研修で行ってまいります。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
135	1	第4章その他	概要		「国へ必要な法改正の要望」の加筆をお願いします。せつかくの立入検査で不適切な飼育が発覚し、状態が悪い犬猫の命、保護ができないのであれば、意味がありません。動物愛護管理法違反者の所有権を行使できないよう法改正の要望を国へお願いします。	動物取扱業者への立入検査などで動物の不適切な飼養管理が行われていた際に、その緊急一時保護や動物の飼い主の所有権の一時停止などを求める多くの声があることは承知しています。 これらの動物を適正に飼養管理していない所有者に対する動物の飼育を一定期間禁止することや動物の保護のための所有権をはく奪することに関する議論については、環境省の中央環境審議会動物愛護部会において、憲法で保障される財産権などの個人の権利を大きく制約するので慎重な検討が求められるとされていますので、今後の動向を注視してまいります。
136	1	第4章その他	概要		「防災無線、行政の街宣車の活用」の加筆をお願いします。防災無線や街宣車を使用することで多くの人たちに伝え、広めることができるため、継続的な活動及び動物愛護の精神の向上に繋がると考えます。（宣伝内容：犬の登録、狂犬病、フィラリア、屋外飼養の注意点、動物虐待、終生飼養、譲渡会等）	周知啓発の方法は、市町村とも協力して必要な方法を選択して対応してまいります。 御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
137	1	第4章その他	概要		数値目標の一覧 継続されてきた研修会をZOOMやLINE等を使用して復活できないでしょうか。新しい情報を共有することは業務を円滑に進める上で大切なことだと思います。	御意見のとおり、できるかぎり開催するよう努めてまいります。
138	1	第4章その他	その他の意見等		「同じ長野県内でも動物行政に関して地域間格差が大きいと感じます。進んでいるところは、地域住民・行政・ボランティア（個人・団体）がきちんと連携しており、それぞれの役割分担と協働が上手く機能している。一方そうでないところは、本来行政がやるべきこともみなボランティア任せとなっているようだ。この行政間格差をなくし、担当者の意識改革が成されなければ、いくら推進計画を策定しても、意味が無いと考えます。県内どこでも同じ高い意識をもって職務にあたっていただけるような体制づくりを進めていただきたい。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
139	1	第4章その他	その他の意見等		■飼育免許制の導入（全ての飼育可能なペット）を要望します。 ①ペットの購入時など、自治体の定めた講習を受け、試験に合格した認定証（有効期限あり）を提示する義務 ②終生飼養の誓約書のサイン ③ペット税&罰金（保護犬保護猫など保護動物を除き、ペット税を課すことを義務付ける。義務を怠った場合、飼育免許を取得していなかった場合、罰金を科す ④ペット税と罰金はすべて動物愛護センターや災害時の動物救護等、直接動物に還元する。	長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、御意見の趣旨のような現行の法令規定を超える義務づけ等の内容を盛り込むことはできないため御理解をお願いします。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
140	1	第4章その他	その他の意見等		<p>●動物取扱業者への対応について 言葉を発することがない動物たちを、人間の都合だけで扱う社会に強く反対しています。犬猫を犠牲にしてまでお金儲けしたいのですか。ほんとにやめていただきたい。</p> <p>●野良猫の対策 ●犬猫の殺処分数の減少 犬猫の売買があるペットショップがなくなることを望みます。ペットショップはフードやアクセサリだけを販売するところであってほしいです。</p> <p>●多頭飼育問題への対策 上記とかぶりますが、ほんとにお金儲けの為に、罪のない犬猫たちを犠牲にするのはやめてください。</p>	御意見として承りました。
141	1	第4章その他	その他の意見等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子犬が生後4ヶ月までは、親元に置くこと。</li> <li>・ペットショップの廃止</li> <li>・ブリーダーの試験、免許制</li> <li>・ブリーダーへの年1回以上の査察</li> <li>・また査察に関しては、査察者、査察内容について公表すること。</li> <li>・査察者に関しては、県職員以外に公募により一般市民も入れること。</li> </ul> <p>命は平等です。すべての命に幸福に生きる権利を与えてください。そして、命を大切にしてください。お願いします。</p>	長野県動物愛護管理推進計画は、法律に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針や動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものであることから、御意見の趣旨のような現行の法令規定を超える義務づけ等の内容を盛り込むことはできないため御理解をお願いします。
142	1	第4章その他	その他の意見等		P19、23に記載のある「学校不適應傾向の」を「困難をかかえる」と言い換えてはいかがでしょうか。	御意見のとおり修正しました。
143	1	第4章その他	その他の意見等		各施策を実行するにあたり、不足のない人員配置を望みます。どの項目においても、相当のマンパワーを必要とするはずで、兼任体制をとるのであれば代替要員の確保を、専任体制をとるのであれば、各担当者が複数名となるよう具体的な人数を定めて確保してください。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
144	4	第4章その他	その他の意見等		市町村やハローアニマルの災害の役割としてSNSの有効活用を望みます。2021年8月の大雨では、隔離テントを用意する自治体（久留米市、総社市）がTwitterで同伴避難を呼びかけると、ツイートされ、賞賛を浴びていました。もちろん県民の皆様が快適に過ごすことが第一優先事項ですが、同時に、どうぶつに優しい市として、全国に向けても、大きな宣伝効果があると思いました。	御意見として今後の参考とさせていただきます。
145	1	第4章その他	その他の意見等		小・中学校の図書館に動物愛護に関する本の設置を義務付けていただきたい。また、「命の授業」として殺処分の現状を訴える本を取り扱っていただきたい。	御意見として今後の参考とさせていただきます。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
146	1	第4章その他	その他の意見等		<p>次のことを要望します。</p> <p>動物実験の完全廃止  犬猫や愛玩動物、(野良猫、野良犬も)殺処分完全廃止  熊、鹿、猪、猿、鳩、カラスなど全ての野生動物の殺処分完全廃止  くくり罠完全使用禁止  畜産業完全廃止  フォアグラ完全廃止  畜産動物を屠殺する時に、一切痛み苦しみ恐怖がないように屠殺する事  日本全国全ての養豚場、養鶏場、畜産動物の工場に監視カメラ設置義務化(従業員が虐待虐殺しないように一般市民がいつでも視聴できるように)  人工肉、培養肉、代用肉の推進  犬猫、愛玩動物、畜産動物の妊娠ストール、過密飼育、劣悪な環境での飼育完全廃止  生体販売禁止  ブリーダー引退犬猫の譲渡推進  悪徳ブリーダーや悪徳ペットショップの厳罰化  毎年連休中に学校飼育されてる、うさぎや鶏などのペット達が飼育放棄で餓死してるため学校飼育の完全禁止</p>	御意見として承りました。
147	1	第4章その他	その他の意見等		<p>動物取扱業者の現在の登録制ではなく、免許制に変更していただきたい。</p> <p>そして免許を与える際は、試験を課し、また面接を行い、命を扱う仕事のため、動物への理念を抱き大切にしていだける人のみが、この仕事に就けるようにしていただきたい。</p>	御意見として承りました。
148	1	第4章その他	その他の意見等		動物取扱業の移動販売を禁止するようにしてください。	御意見として承りました。
149	1	第4章その他	その他の意見等		<p>動物の保護・収容・管理のためにペット税を作ったらいかがか。</p> <p>北欧の国では、実際にペット税を導入することによってペットへの責任感が生まれ、税によって動物達の保護等が可能となる。</p>	御意見として今後の参考とさせていただきます。
150	1	第4章その他	その他の意見等		<p>動物への接し方や、健康、幸福について無関心な人に対し、ワクチン接種時の声掛け等を行い広報を行っていただきたい。「犬の適正飼育管理の普及」の中で「適正」をもっと具現化していただきたい。(例えば、繋ぎっ放しにしない、寒さ対策等)</p>	御意見として今後の参考とさせていただきます。
151	1	第4章その他	その他の意見等		長野県公式ホームページにおいて、第1種及び第2種動物取扱業名簿を公表することを検討してください。	御意見として今後の参考とさせていただきます。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
152	1	第4章その他	その他の意見等		<p>ハローアニマルの業務内容を見ると、活動に重きを置いているようだが、立派な施設と獣医師を含めた多くの職員がいるため、もっと保護活動に力を入れてほしい。実際、現在里親募集の猫はたったの5匹、犬に至っては0匹で、令和2年度の避妊去勢手術実績数も少なく感じる。</p> <p>多くのボランティア団体はその何倍もの多くの大猫を抱え、資金面・人的な面で四苦八苦しながら地域猫活動・保護・里親探しと奮闘しています。</p> <p>保健所によっては、保護スペースがいっぱいなために殺処分されることもあるのではないかと。</p> <p>そういった団体や保健所と密に連携をして、1匹でも多くの動物を受け入れ、譲渡につなげていくことも重要な役割だと思う。設備・人員が充実しているハローアニマルだからこそできる・ハローアニマルならではの柔軟な対応を求めたい。</p>	御意見として今後の参考とさせていただきます。
153	1	第4章その他	その他の意見等		<p>ペットショップに見に来た子供たちが、子犬・子猫が可愛いからと欲しがった時、親や家族の中に動物苦手の人だったり、子供が大きくなって家から離れた時に親が可愛がって終生飼養を責任をもってできるか、散歩できるか等、細かに質問させるようにすべきです。</p>	御意見として承りました。
154	1	第4章その他	その他の意見等		<p>ホームセンターでのペット販売をなくしていただきたい。物品を販売する中で「命」を売る、手軽に「命」のあるペットを購入することができるスタイルやシステムを変えていく必要があると考えます。</p>	御意見として承りました。
155	1	第4章その他	その他の意見等		<p>悪質な業者に対しては、即永久的に開業できないように行政でしっかりとおこなってほしいと思います。</p>	御意見として承りました。
156	1	第4章その他	その他の意見等		<p>人も動物も暮らしやすい社会を実現するためには、両者の課題に同時にアプローチする必要があると思います。</p> <p>その中で、取扱業者の監視・監督・指導から、一般飼い主の指導・啓発、犬猫の苦情対応、さらには食品・生活衛生等々のことまで幅広く何でも行政にお願いできるほど、マンパワーや財源にゆとりがあるわけがないことは承知しております。</p> <p>そこで次期推進計画では、住民やボランティアの自発主体的な活動や官民の協働、多機関の連携が、これらの状況下でも、目標達成の原動力になるよう、記載に配慮していただければ、これらの主体にとっても次期計画がこれまでと違う新鮮なものに感じられることと思います。</p> <p>また言葉だけでなく、費用対効果の高い施策に対しては公的助成を付けて、市町村、地域の取組みを後押ししていただきたいと思っています。</p> <p>さらに、次期推進計画に基づいて進められる長野県の動物管理愛護行政について、特に保健所職員ばかりが現場の問題に翻弄され、疲弊することがないように、県庁、保健所、動物愛護センターの業務分担の再編等について、動物愛護推進員への委託や協働等も含めて大胆にご検討いただきたいと思っています。</p>	御意見として今後の参考とさせていただきます。

No.	意見数	章	項	目	意見等の概要	回答案
157	1	第4章その他	その他の意見等		<p>推進計画に書かれている数値目標と結果についてはまとめて見ることができるよう県のホームページで公表してください。加えて、県が動愛法、省令に基づいて、実施した指導、勧告、処分数も年度ごとに公表してください。</p>	<p>御意見として今後の参考とさせていただきます。</p>